

令和7年度主権者教育に関するアドバイザー派遣要綱

令和7年4月1日
総務省選挙部管理課

(目的)

第1条 本要綱は、主権者教育に関する知見、ノウハウ等を有する専門家として委嘱を受けた者（主権者教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。））を都道府県及び市町村（主権者教育の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下「地方公共団体」という。）等に対し派遣し、地方公共団体等における今後の主権者教育の推進に資するために必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 主権者教育アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、総務省及び公益財団法人明るい選挙推進協会が共同して行うこととし、派遣に係る運営事務局は、公益財団法人明るい選挙推進協会（以下「運営事務局」という。）に置くこととする。

(派遣の対象)

第3条 本事業は、地方公共団体の選挙管理委員会、議会事務局、教育委員会その他教育機関を所管する部署及び教育機関等からの要請に対して、アドバイザーの派遣を行う。

(業務内容)

第4条 アドバイザーは、主権者教育の取組に対し、指導助言及び講義等を行うものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主権者教育推進方策に係る指導助言
- (2) 学校の出前授業における講義
- (3) 選挙管理委員会職員、教職員等に対する研修会等の講義
- (4) 主権者教育に関するシンポジウム等における講演
- (5) 主権者教育に関するワークショップ等におけるコーディネート
- (6) その他要望に応じた取組への支援等

(派遣の内示)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、運営事務局に「主権者教育アドバイザー派遣事前申請書（事前相談用様式）」を提出する。運営事務局は、内容を確認し、派遣アドバイザー及び申請団体と日程の調整等を行った上で、申請団体に派遣の内示を行う。

(派遣申請)

第6条 前条の内示を受けた申請団体（以下「実施団体」という。）は、内示後、派遣希望日の原則1ヶ月前までに、「主権者教育アドバイザー派遣申請書（様式1）」を総務省に提出する。実施団体が都道府県選挙管理委員会以外の場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて提出する。

(派遣決定)

第7条 総務省は、運営事務局に確認の上、実施団体に派遣の決定を通知する。実施団体が都道府県選挙管理委員会以外の場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて通知する。

(報告)

第8条 実施団体は、派遣実施後2週間以内に、事業の成果に関する報告書を「主権者教育アドバイザー派遣報告書（様式2）」により作成し、総務省に提出する。実施団体が都道府県選挙管理委員会以外の場合には、都道府県選挙管理委員会を通じて提出する。

(アドバイザーの選定及び委嘱)

第9条 アドバイザーの選定については、主権者教育に関して一定の知識又は経験を有する者の中から地方公共団体の推薦その他の方法により総務省が決定し、委嘱を行う。

2 総務省は、選任されたアドバイザーに対し、委嘱状を交付する。

3 アドバイザーの任期は、総務省が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

(謝金及び旅費)

第10条 総務省は、予算の範囲内において、派遣事業に係る謝金及び旅費をアドバイザーに支払う。

(長期的な展望を持った計画の策定における配慮)

第11条 第4条（1）に定める業務内容のうち、長期的な展望を持った計画（以下「長期的計画」という。）の策定及び長期的計画に基づいて実施する事業について、本事業を行う場合、総務省が直接アドバイザーを選定し、派遣することが出来るものとする。

2 前項により本事業を実施する場合は、総務省が実施する他の主権者教育に係る事業においても配慮するものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(委嘱の取消し)

第13条 総務省は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 業務中に国の派遣者としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 心身の故障のため業務に支障を来すと認められるとき。
- (6) その他総務省が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(その他必要な事項)

第14条 本件に係る手続き等の庶務については、総務省自治行政局選挙部管理課及び公益財団法人明るい選挙推進協会が行う。